

困難な問題を抱える女性への支援に関する 徳島県基本計画（案）

令和6年 月

徳島県

目 次

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針	1
1 基本的な考え方	1
2 現状及び課題	3
第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項	12
基本目標1 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実	12
1 支援の体制	12
2 支援調整会議	14
3 人材育成・研修、調査研究等の推進	15
基本目標2 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	16
1 アウトリーチ等による早期の把握	16
2 支援のきっかけづくりのための居場所の提供	16
3 相談支援の充実	16
4 一時保護の実施	17
5 被害回復支援の推進	17
6 同伴児童等への支援	17
7 支援対象者に寄り添った自立支援	18
8 地域での生活再建を支えるアフターケアの推進	18
基本目標3 困難な問題を抱える女性に対する相談窓口の周知と教育・啓発の推進	19
1 相談窓口や支援内容の周知	19
2 教育・啓発の推進	19
第3章 計画の推進	20
1 計画の推進体制	20
2 計画の目標指標	20
3 計画の見直し	20

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

これまで、県においては、「売春防止法」（昭和31年法律第118号）に基づき、婦人相談所であることも女性相談センター及び婦人保護施設を設置するとともに、婦人相談員を配置し、婦人保護事業に取り組んできました。また、こども女性相談センターは、配偶者暴力相談支援センター及び性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの機能を併せ持ち、女性に関する様々な問題に一体的に対応してきたところです。

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、国においては、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、それぞれの意思や人権を尊重されながら、安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）（以下、「法」という。）が成立、令和6年4月1日の施行となりました。これにより、旧売春防止法に基づく婦人保護事業から、法に基づく新たな女性支援事業が実施されることとなりました。

また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（厚生労働省告示第111号）（以下、「基本方針」という。）が公示されております。

この計画は、法や基本方針を踏まえ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、関係機関及び民間団体との協働により、支援対象者の意思を尊重しながら早期から切れ目ない支援を実施することによって、女性の人権を擁護するとともに男女平等の実現に資することを目的に策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

法第8条第1項に基づく、本県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画であり、この計画の趣旨に沿って施策を実施します。

(3) 計画の期間

令和6年度から令和10年度まで（5年間）

(4) 計画における施策の対象者

社会の変化に見合った女性支援を行う必要があるため、従前の婦人保護事業の対象であった女性を含め、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。以下「困難な問題を抱える女性」という。）を対象としています。

(5) 計画の目標

困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、安心して自立して暮らせる社会の実現

(6) 県、市町村、民間団体、関係機関の役割

困難な問題を抱える女性への支援は、地方公共団体の責務として実施するものであり、それぞれが適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要となります。

ア 県の役割

- ・ 女性支援事業に当たり中核的な役割を果たし、基本計画の策定等を通じ、地域の実情に応じて、それぞれの地域特性を考慮しながら、計画的に、地域のニーズに応じた施策を検討・展開します。
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援者の活動の連携及び調整を図ります。
- ・ 段階的・重層的な支援を行うため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体との協働による女性支援を通じ、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備します。
- ・ 広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等、市町村に対する支援を行うとともに、市町村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組を促進します。

イ 市町村の役割

- ・ 支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たします。
- ・ 困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供します。
- ・ 必要に応じて適切に、県や他の市町村、関係機関等につなぎ、かつ、つないだ先の県や他の市町村等と連携して支援を行うなど、関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮を行います。
- ・ 基本計画の策定や、女性相談支援員の配置に努める必要があります。
- ・ 当該市町村内における、困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努めるとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働して女性支援を推進する必要があります。

ウ 民間団体、関係機関の役割

- ・ 民間団体は、柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見、人材等により、県及び市町村と協働し、対等な立場で互いの活動を補完しながら、困難な問題を抱える女性への支援を行います。
- ・ 女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、住居問題など多岐に渡ることに加え、自身の国籍や出自、疾病や障がい、過去の経験に起因する差別や社会的排除など様々な問題に複合的に直面しているケースも多数であると想定されることから、関係機関の間で十分な連携を図ります。

2 現状及び課題

(1) 現状

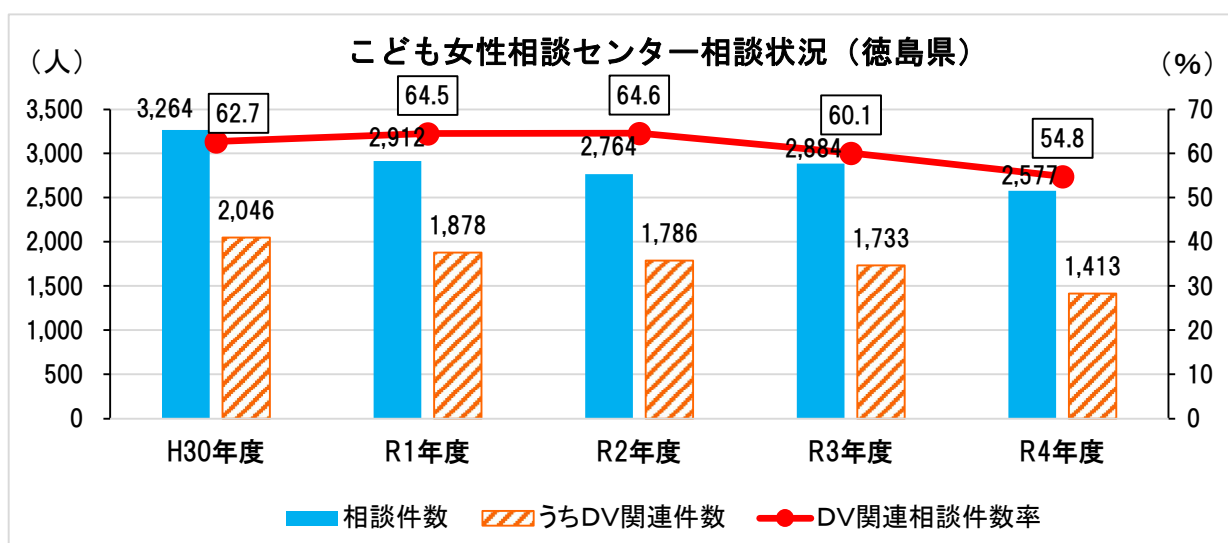
ア 相談等の状況

○こども女性相談センター（中央・南部・西部）

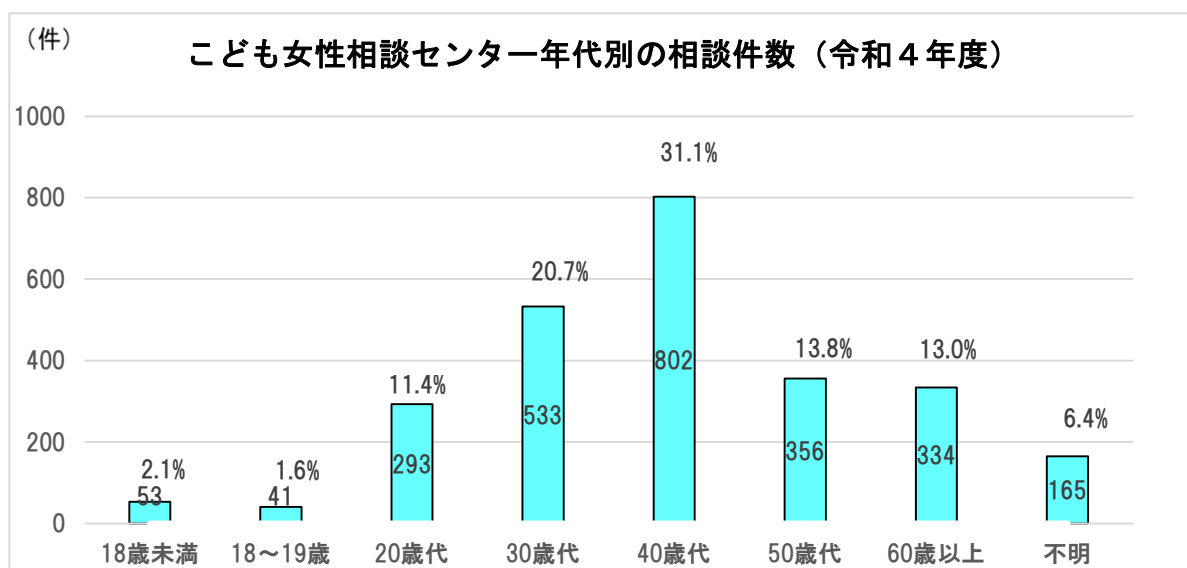
中央・南部・西部の3箇所のこども女性相談センターでは、夫婦や家庭の問題、配偶者等からの暴力、性暴力被害など様々な内容の相談を受け、関係機関と連携して対応に当たっています。

平成30年度以降のこども女性相談センターの女性支援に係る相談件数は3,000件程度で推移しており、その内、DV*1 関連の相談件数割合は、全体の60%程度を占めています。

*1 「ドメスティック・バイオレンス」の略。一般的には配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力のこと。配偶者暴力防止法では、被害者と加害者の関係が配偶者(事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする者等も含む)であるものを対象にしている。



こども女性相談センターの令和4年度の年代別の相談件数では、40歳代が802件（31.1%）で最も多く、次に30歳代が533件（20.7%）となっています。



相談内容は、夫との関係が最も多く、令和4年度では1,434件（55.6%）を占めています。夫や親族、交際相手、その他の者からの暴力に関する相談は、令和4年度では903件（35.0%）を占めています。

<子ども女性相談センターの主訴別相談件数>

主 訴		R2年度	R3年度	R4年度
夫との関係	夫等の暴力 *	701	524	584
	薬物中毒・酒乱	2	0	0
	離婚問題	556	545	313
	その他	535	619	537
	小計	1,794 (64.9%)	1,688 (58.5%)	1,434 (55.6%)
子どもとの関係	子どもの暴力 *	8	15	18
	養育困難	1	1	1
	その他	65	94	69
	小計	74 (2.7%)	110 (3.8%)	88 (3.4%)
親族との関係	親の暴力 *	49	37	58
	他の親族の暴力 *	37	23	25
	その他	135	81	58
	小計	221 (8.0%)	141 (4.9%)	141 (5.5%)
交際相手との関係	交際相手の暴力 *	65	39	33
	その他	27	24	17
	小計	92 (3.3%)	63 (2.2%)	50 (1.9%)
その他人間関係	その他の者の暴力 *	155	147	185
	男女問題	7	4	21
	ストーカー被害	4	2	13
	家庭不和	11	5	3
	その他	194	470	380
	小計	371 (13.4%)	628 (21.8%)	602 (23.4%)
経済関係	生活困窮	11	54	4
	借金・サラ金	3	2	0
	求職	2	2	0
	その他	12	18	22
	小計	28 (1.0%)	76 (2.6%)	26 (1.0%)
医療関係	病気	3	2	7
	精神的問題	2	8	34
	妊娠・出産	9	2	3
	その他	151	122	155
	小計	165 (6.0%)	134 (4.6%)	199 (7.7%)
住居	住居問題	19	44	35
	帰宅先なし	0	0	2
	小計	19 (0.7%)	44 (1.5%)	37 (1.4%)
その他	売春強要・売春勧誘	0	0	0
	人身取引	0	0	0
	その他	0	0	0
	小計	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
計		2,764	2,884	2,577

一時保護件数は、令和4年度は13件で、DV被害者の割合は92.3%となっています。令和2年度から令和4年度の一時保護件数を年代別で見ると、傾向としては20歳代、30歳代が多くなっています。

＜一時保護件数の推移＞

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
一時保護件数	19	17	15	17	13
うちDV被害者数	15	13	10	14	12

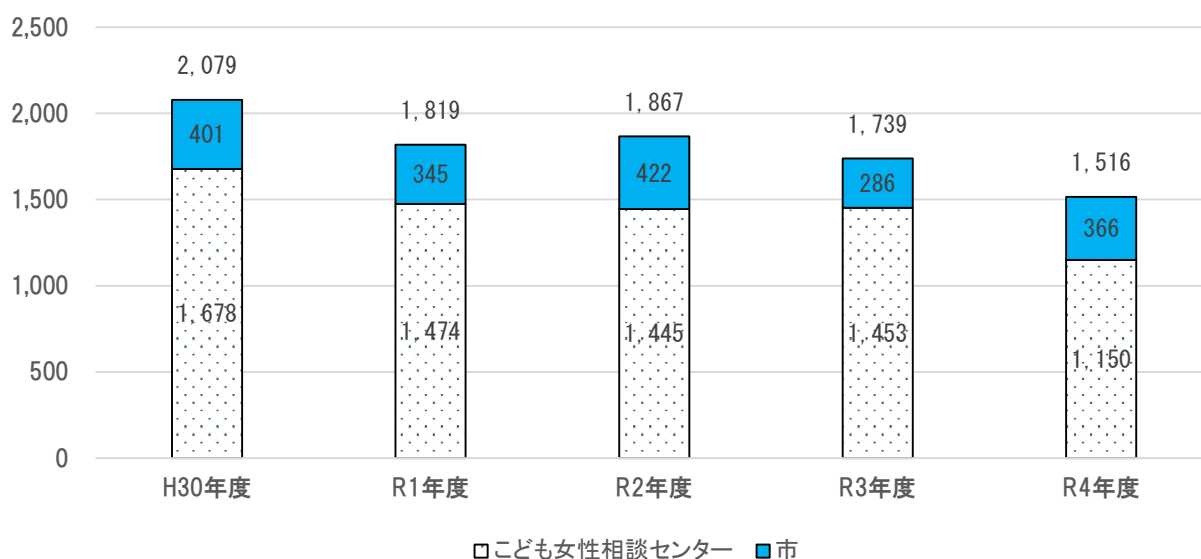
＜年代別の一時保護の状況＞

		18歳未満	18歳～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上	計
R2年度	件数	3	1	3	2	1	3	2	15
	割合	20.0%	6.7%	20.0%	13.3%	6.7%	20.0%	13.3%	100.0%
R3年度	件数	0	1	5	6	2	1	2	17
	割合	0.0%	5.9%	29.4%	35.3%	11.8%	5.9%	11.8%	100.0%
R4年度	件数	0	0	3	3	2	5	0	13
	割合	0.0%	0.0%	23.1%	23.1%	15.4%	38.5%	0.0%	100.0%

○配偶者暴力相談支援センター（徳島県・鳴門市・阿南市）

- ・ 県の配偶者暴力相談支援センターであるこども女性相談センターを中核として、警察、市町村、関係機関、民間団体が連携して、相談、保護、自立支援に取り組んでいるところです。
- ・ こども女性相談センター及び市の配偶者暴力相談支援センター（鳴門市・阿南市）の令和4年度相談件数は1,516件となっています。

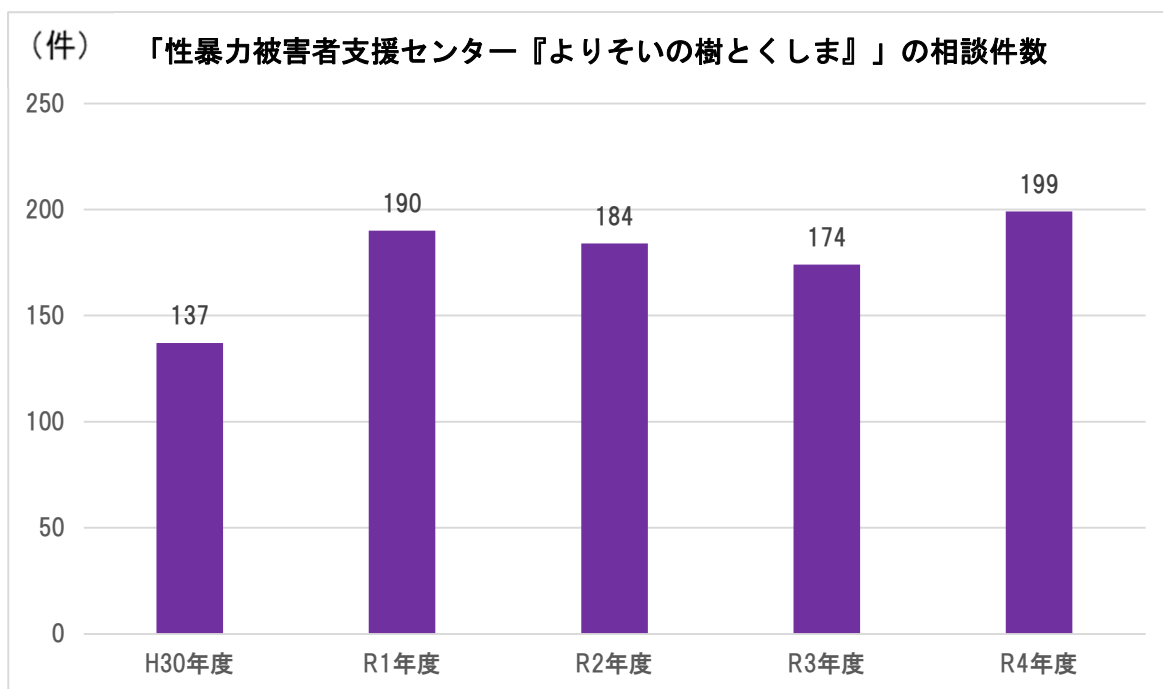
(件) 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数



○性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」

平成28年7月、性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」を県内3箇所のこども女性相談センターに設置し、24時間365日の運用体制により性暴力被害者への支援を行っています。

性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」の相談件数は、令和4年度は199件でほぼ横ばいとなっております。



○ 男女共同参画総合支援センター（ときわプラザ）

男女共同参画総合支援センター（ときわプラザ）では、男女共同参画の推進に資するため、夫婦、子ども、家族、生活等、個人の抱える様々な悩みや問題について相談に応じています。

男女共同参画総合支援センター（ときわプラザ）の相談件数は増加傾向にあり、令和4年度の相談件数は2,324件でした。令和4年度の電話相談における主訴別相談件数は、「生活」の関係が34.2%で最も多くなっています。

<男女共同参画総合支援センター（ときわプラザ）の相談件数>

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
電話相談	1,179	1,311	1,648	2,117	2,182
面接相談	30	30	35	52	43
その他	51	48	51	64	99
計	1,260	1,389	1,734	2,233	2,324

<男女共同参画総合支援センター（ときわプラザ）の主訴別相談件数（令和4年度）>

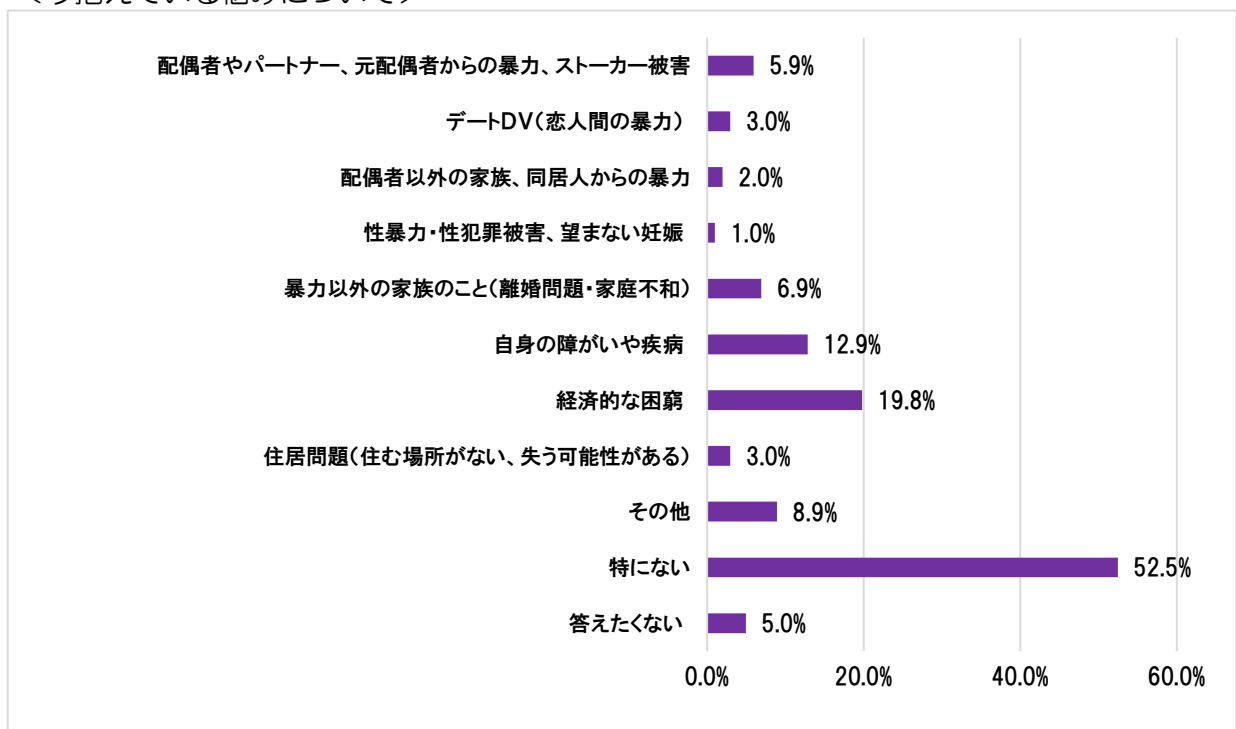
内容	件数	割合
生活	747	34.2%
健康	263	12.1%
家族	249	11.4%
職業	129	5.9%
こころ	124	5.7%
生き方	77	3.5%
夫婦	63	2.9%
子ども	49	2.2%
男女	32	1.5%
金銭	21	1.0%
離婚	14	0.6%
暴力	14	0.6%
その他	400	18.3%
計	2,182	100.0%

イ オープンとくしま e-モニターアンケート調査結果（令和5年度）

【男女共同参画に関する意識調査】（①～④女性（101人）の回答のみ抜粋、⑤全員（172人）

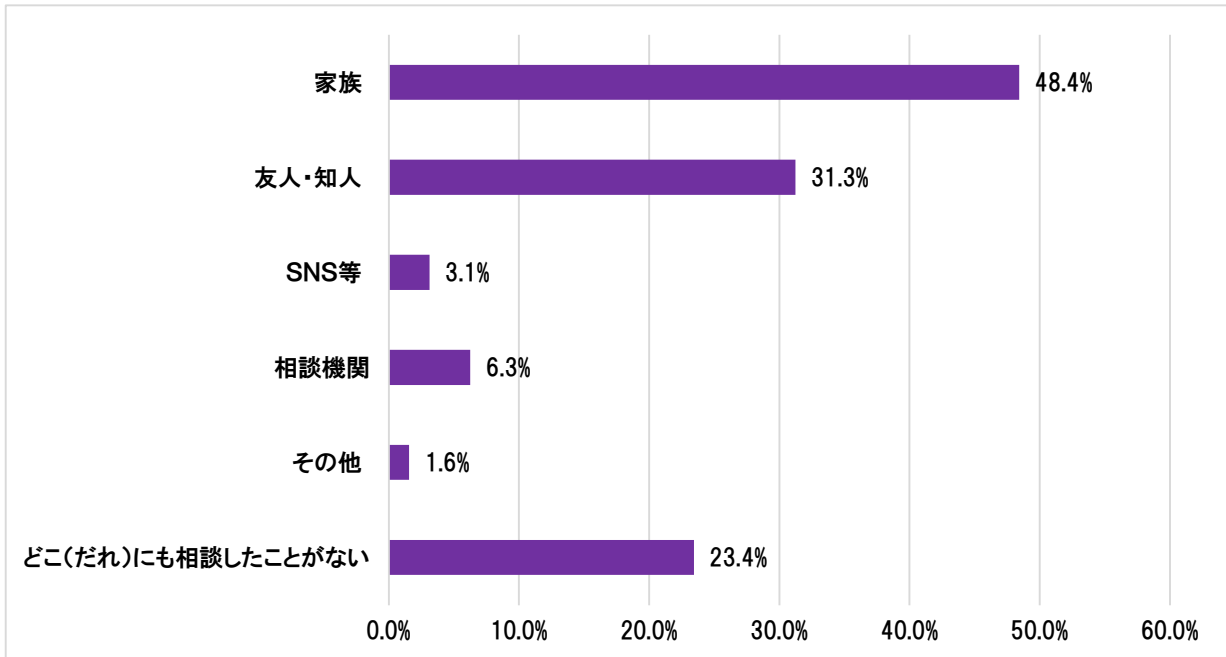
- ① 今抱えている（最近あったものを含む）悩みについては、「特にない」と回答した方が 52.5%で最も多く、次いで「経済的な困窮」と回答した方が 19.8%、「自身の障がいや疾病」と回答した方が 12.9%でした。

<今抱えている悩みについて>



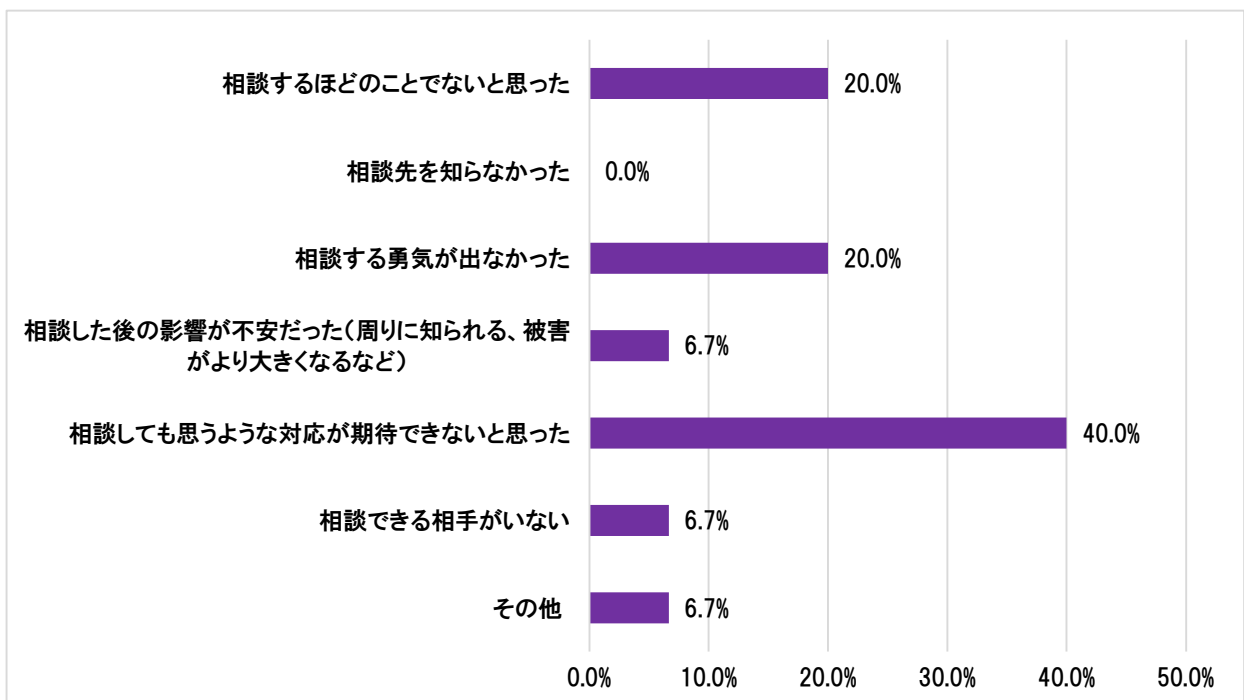
② 悩みがある方の相談先については、「家族」と回答した方が48.4%で最も多く、次いで「友人・知人」と回答した方が31.3%、「どこ（だれ）にも相談したことがない」と回答した方が23.4%でした。

<悩みがある方の相談先について>



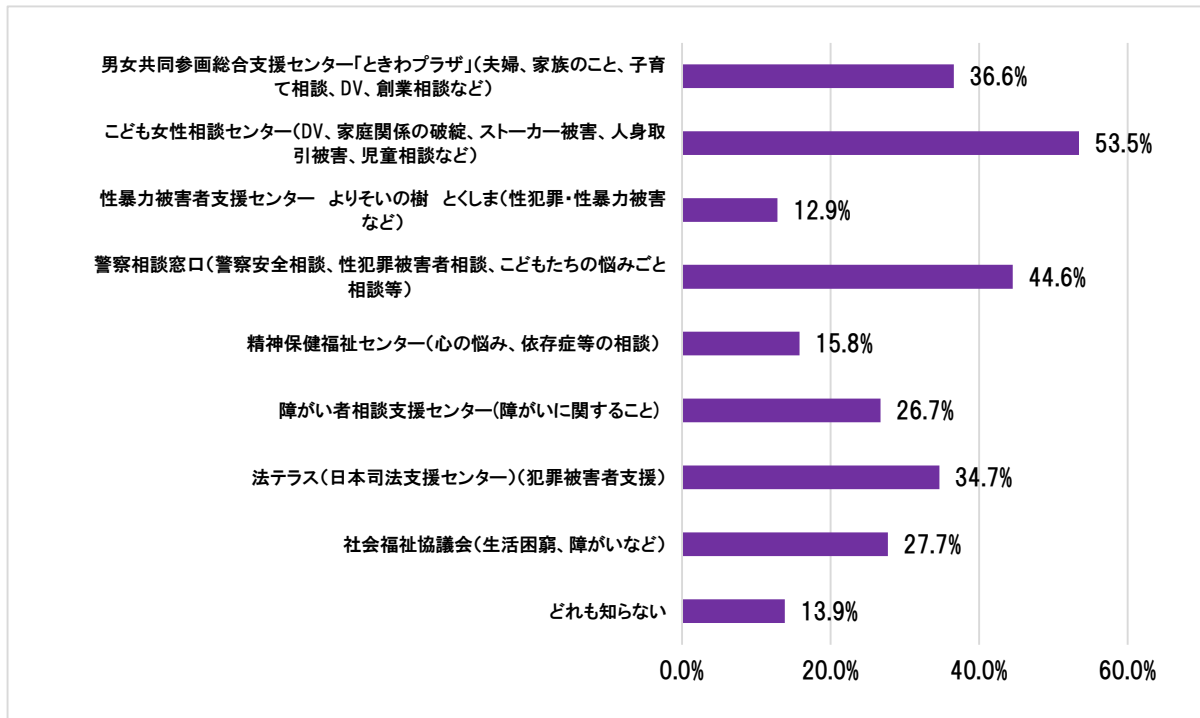
③ 悩みを相談しなかった、できなかった理由については、「相談しても思うような対応が期待できないと思った」と回答した方が最も多く、40.0%、「相談する勇気が出なかった」と回答した方が20.0%でした。

<悩みを相談しなかった、できなかった理由について>



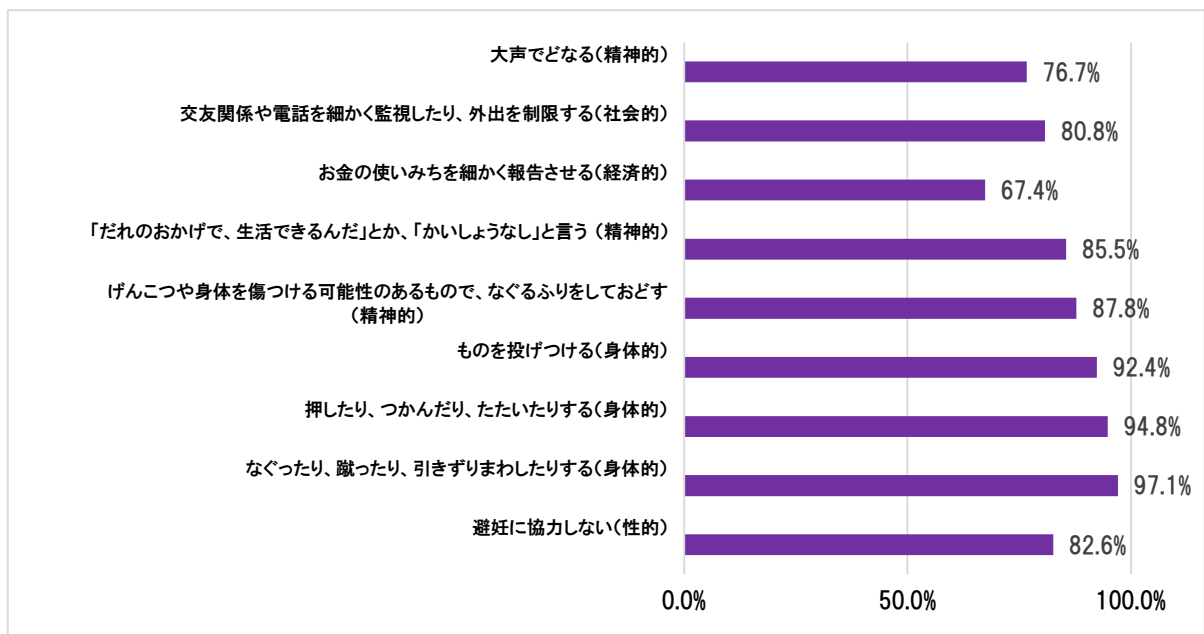
- ④ どのような相談を受け付けているか知っている相談機関については、こども女性相談センターと回答した方が53.5%で最も多く、性暴力被害者支援センターは12.9%でした。

＜どのような相談を受け付けているか知っている相談機関について＞



- ⑤ 「なぐったり、蹴ったり、ひきずりまわしたりする」等の身体的暴力を暴力だと思う方はいずれも90%を超えています。また、「大声でどなる」精神的暴力は76.7%、「避妊に協力しない」性的暴力は82.6%、「交友関係や電話を細かく監視したり、外出を制限する」社会的暴力は80.8%、「お金の使いみちを細かく報告させる」経済的暴力は67.4%でした。

＜夫婦や恋人の間で行われる行為のうち、暴力と思うものについて＞



(2) 課題

ア 本人の意向に寄り添った、包括的かつ切れ目のない支援

- ・ 困難な問題を抱える女性が抱えている課題は、多様化、複合化、複雑化しており、課題解決には心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的支援や、自立支援等中長期的な支援が求められています。本人の意向に寄り添い、県、市町村、民間団体、関係機関が連携し、包括的かつ切れ目のない支援が求められています。
- ・ 相談にあたっては、相談者のプライバシーの保護等、人権に配慮するとともに、周囲の無理解や心ない言動など二次被害が生じることのないよう留意する必要があります。
- ・ 本県の女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設はDV被害者等の安全確保のため、所在地を秘匿としています。このため、入所者の多様なニーズに応じた自立支援が困難な状況となっています。居所等の秘匿の必要性が薄く、社会とつながりを維持することが重要である女性にも適切な支援を提供できるよう対策を講じる必要があります。

イ 困難な問題を抱える女性を早期に発見し、必要な支援へ結び付けること

- ・ 困難な問題を抱える女性の多くが、精神や身体等を傷つけられている状況にあることや、過去の生活経験等により自ら助けを求めにくいことから、潜在化しやすく、支援対象として見えていない状況にあります。早期に発見され、相談支援を行う窓口へつなげ必要な支援へと結び付けることが求められています。
- ・ こども女性相談センターには、精神面の不調や生活困窮など複合的な問題を抱えているDV被害者や性暴力被害者等からの相談が多く寄せられており、個々の状況に応じた適切な支援が必要です。
- ・ 性暴力被害の影響は、トラウマとなることや生活面も含めた中長期にわたることもあり、過去の性被害に関する相談も多く寄せられています。被害からの早期回復のため、医療的支援や心理的支援が必要です。
- ・ 困難な問題を抱える女性が同伴する児童等への対応として、学習支援に限らず心のケア等の適切な支援につなげていく必要があります。

ウ 民間団体との協働

- ・ 民間団体は、SNS相談、居場所づくり、一時保護、ステップハウス*2の提供など、きめ細やかな支援を実施しており、困難な問題を抱える女性の自立にとって欠かせない存在であり、民間団体との協働が必要です。
- ・ 民間団体は、財政的基盤の脆弱性等の課題を抱えており、民間団体への運営支援が求められています。

エ 相談窓口の周知と予防啓発について

- ・ 県の相談機関の認知度は、最も高いこども女性相談センターで50%程度であり、相談窓口の認知度向上のため、窓口の周知を図る必要があります。
- ・ DVや性暴力の被害経験があると回答した女性のうち、DVでは41.6%、性暴力では58.4%の方が被害をどこ(だれ)にも相談していません(令和2年度男女間における暴力に関

する調査、内閣府)。相談窓口の周知を図るとともに、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて被害の潜在化を防ぐ必要があります。

- スマートフォンやSNSなどの普及を背景に性犯罪・性暴力等の被害が若者に拡大するなど、女性に対する暴力は多様化しており、こうした暴力に対する予防啓発を行うとともに、迅速かつ的確に対応していくことが求められています。
- 暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもならない予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備など、女性に対する暴力根絶のための環境づくりの強化を図る必要があります。

*2 DV 被害者等が避難後に支援を受けながら地域で自立に向けた生活再建を図るための施設。

第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項

困難な問題を抱える女性の自立に向けて、多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、関係機関及び民間団体と協働しながら、本人の意思を尊重し、抱えている問題、心身の状況等に応じた最適な支援を行います。

基本目標 1 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

困難な問題を抱える女性の支援に当たっては、支援に関わる全ての関係機関や民間団体などと連携し、協働していくことが求められています。

支援対象者の意思を尊重したきめ細かな支援を行うために、支援の中核機関である女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設の機能強化を図るとともに、民間団体や関係機関と連携して最適な支援を提供できるよう、支援人材の育成やネットワークの構築など、支援体制の充実を進めます。

本県においては、女性相談支援センターが配偶者暴力相談支援センター及び性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」の機能を併せ持ち、それぞれ、中央・南部・西部の3箇所の圏域ごとに、より身近なところで女性に関わる課題に迅速に対応できる体制としてこども女性相談センターを設置し、相談や支援に取り組みます。

また、こども女性相談センターは児童相談所を併設しており、それぞれ相談者のニーズに応じて、密接に連携した取組が可能であり、これらの特性を活かし、より迅速で効果的な支援を行います。

1 支援の体制

(1) 女性相談支援センター

女性相談支援センターは、支援対象者の立場に立った相談対応や、相談機関の紹介、支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護、心身の健康回復を図るための医学的・心理学的な援助、自立を促進するための情報提供・助言・関係機関との連絡調整その他の援助を行います。

また、女性相談支援センターの一時保護施設においては加えて、自立促進のための支援、退所者の相談援助、入所者が同伴した児童に対する学習及び生活支援を行います。

(2) 女性相談支援員

女性相談支援員は、丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援するとともに、必要に応じて、関係機関との連絡調整を実施します。

(3) 女性自立支援施設

女性自立支援施設は、支援対象者の入所・保護の実施、心身の健康回復を図るための医学的・心理学的な援助、自立促進のための生活支援、入所者が同伴した児童に対する学習及び生活支援、退所者の相談その他の援助を行います。

(4) 市町村との連携体制

- ・ 困難な問題を抱える女性が迷わず相談できるよう、地域住民にとって最も身近である市町村に対して、相談窓口の周知徹底や、女性相談支援員の配置、相談窓口の設置などの相談体制の整備を働きかけます。
- ・ 支援対象者や同伴する家族の状況に応じた適切な一時保護や自立に向けた支援の実施について、市町村と連携して取り組みます。
- ・ 市町村職員の研修や相談業務へのアドバイス等の支援を行い、身近な地域でのセーフティネットの輪を広げていきます。
- ・ 支援対象者が障がい者虐待や高齢者虐待、高齢者に係る配偶者からの暴力に該当する場合は、適切な措置が講じられるよう市町村や地域包括支援センター、障がい者虐待防止センター等と連携を図ります。
- ・ 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会へ参画し、児童がいるDV家庭に関する情報や支援方法を共有するなど、市町村とのさらなる連携を図ります。

(5) 民間団体との連携体制

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体の育成、活動の活性化及び先進的な取組を推進するため財政的な援助など、連携して支援の充実を図ります。
- ・ 民間団体の相談・支援にあたる人に対する研修の機会や情報の提供に努めます。
- ・ 支援対象者の個人情報 の適正な取扱いを確保した上で、民間団体と協働し、互いの活動を補完しながら支援を行います。

(6) 関係機関との連携体制

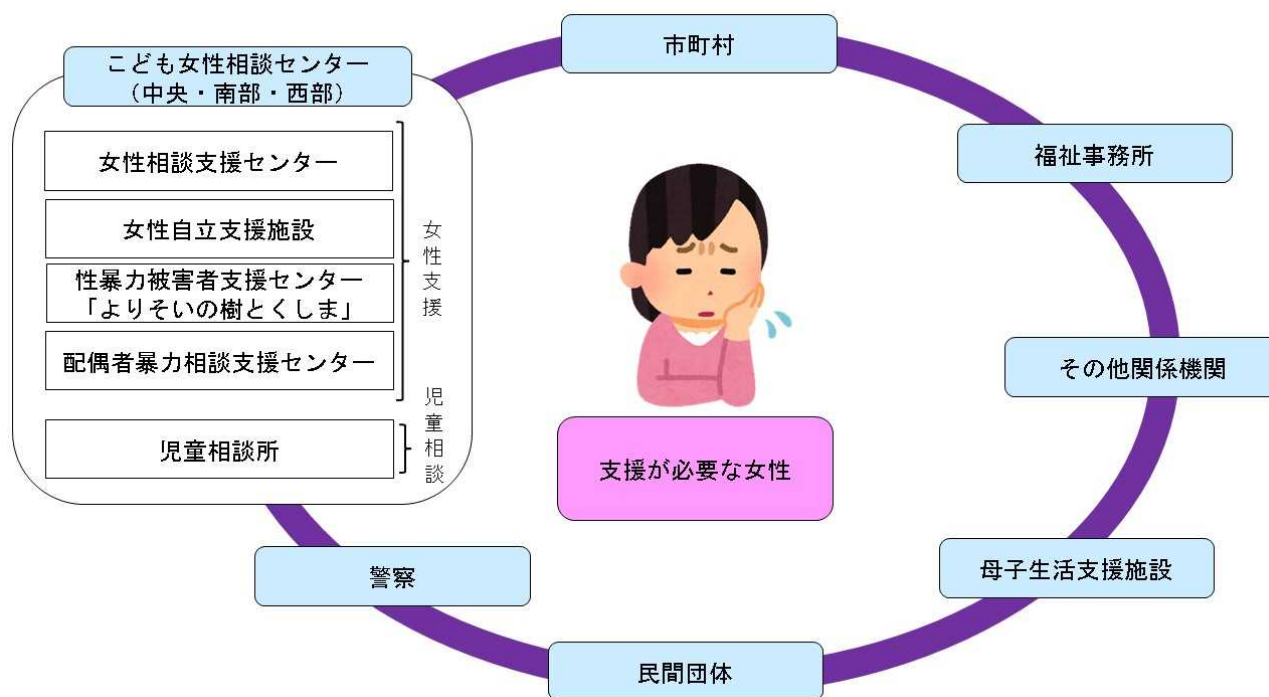
- ・ 福祉、保健医療、子育て、住まい、教育など、関係機関と相互の連携を強化し、困難な問題を抱える女性への相談対応や保護、自立支援等を効果的に行います。
- ・ 困難な問題を抱える女性の安全を確保し、心身の回復や自立に向けた支援を行うため、市町村をはじめ警察、関係機関等と連携して、適切かつ効果的な一時保護を行います。
- ・ 自立を支援する上で、法的な助言が必要な場合は、弁護士会や日本司法支援センター（法テラス）との連携を進めます。
- ・ 法務省の人権擁護機関と情報の交換等を行い、人権擁護機関が対応した被害者のうち、こども女性相談センターの支援が必要な相談者について、適切な措置が講じられるよう連携を図ります。
- ・ 男女共同参画総合支援センター（ときわプラザ）や人権教育啓発推進センター（あいぽーと徳島）で受け付けた相談については、相談者の悩み、問題を把握・整理し、こども女性相談センター、警察等適切な関係機関につなぐなど関係機関との連携強化に努めます。
- ・ 外国人相談者に対する支援については、県国際交流協会と連携し、外国人生活相談員や通訳ボランティア等を通じ、助言や情報提供など、必要な支援を行います。
- ・ 人身取引の被害外国人や不法滞在外国人に対し、地方入国管理局と十分な連携を図り、人権侵害にならないよう配慮し、適切な対応を行います。
- ・ 民生・児童委員が地域に根ざした福祉活動のなかで、困難な問題を抱える女性を発見し、相談を受け付けた場合、適切な助言や情報提供ができるよう、理解と協力を求めます。

〈支援を進める上で十分な連携が求められる関係機関〉

女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、児童相談所、児童福祉施設、保健所、精神保健福祉センター、障がい者相談支援センター、発達障がい者総合支援センター、医療機関、職業紹介機関、教育機関、保育所、警察、裁判所、日本司法支援センター、弁護士等、配偶者暴力相談支援センター、県市町村の女性支援担当部局・障がい保健福祉部局、福祉事務所、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター*3、母子生活支援施設*4、社会福祉協議会、隣保館、民間団体、民生・児童委員、人権擁護委員、その他社会福祉サービス関係者 等

- *3 性犯罪・性暴力被害者に対し、被害直後から医師による心身の治療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援などの総合的な支援を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、被害の潜在化を防止すること等を目的とするもの。本県のワンストップ支援センターは、徳島県性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」。
- *4 18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に利用できる児童福祉施設。

〈支援体制イメージ図〉



2 支援調整会議

- ・ 困難な問題を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、関係機関等を構成員とする支援調整会議を設置します。

- 支援調整会議では、支援体制全体に係る代表者会議を行うとともに、必要に応じて個別ケースの詳細な支援方法等を議論する個別ケース検討会議を行います。
- 支援調整会議の構成員は、守秘義務の規定を設けることで、個人情報に配慮しつつ、関係機関が連携して支援に取り組める体制整備を行います。

3 人材育成・研修、調査研究等の推進

- 相談に的確に対応できる体制の整備を図るとともに、県、市町村、関係機関、民間団体等の職員を対象とした研修等を実施し、職員の専門性の向上や二次的被害の防止、個人情報保護の徹底を図ります。
- 相談員ひとりが問題を抱え込むことのないよう、組織全体で困難事例の対応を検討するなど組織的に問題の解決を図ることにより、相談員の心身の状態に配慮するとともに、スーパーバイズ*5等を実施し、資質向上に努めます。
- 性暴力被害者支援に精通した心理士の養成をはじめ、相談員及び関係機関構成員への研修を進め、支援体制の強化、支援の質の向上に取り組みます。
- 国における調査研究の情報収集・提供に努めるとともに、市町村、関係機関、民間団体等における取組状況等の情報収集を行います。

*5 支援について、高度な専門知識や技能を有する人に、助言・指導をしてもらうこと。

基本目標 2 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

女性が抱える多様化、複雑化した困難に対し、女性の意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援が受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供します。

また、高齢であること、障がいがあること、外国人であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合や、性的マイノリティ*6であることを理由として困難な状況に置かれている場合など多様な支援対象者についても、本人の状況に配慮していきます。

また、地域の関係機関等との連携・協働により早期から切れ目なく継続的な支援を提供します。

*6 性的指向(恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。)が異性のみではない方又はジェンダーアイデンティティ(自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。)が出生時に届けられた性と異なる方。

1 アウトリーチ等による早期の把握

- 困難な問題を抱える女性が、できる限り早期に相談支援を行う窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、SNS を窓口とした相談やアウトリーチを行う民間団体と連携し、困難な問題を抱える女性の早期把握に努めます。
- 困難な問題を抱える女性本人の意向を十分に尊重し、背景事情や心身の状況に応じた最適な支援を行うために、適切な機関や団体との連携を図ります。

2 支援のきっかけづくりのための居場所の提供

- 行政機関に相談することのハードルが高く、相談窓口にたどり着けない女性や、支援を受けられることに気がつかない女性がいることに配慮し、民間団体と連携して、安心して自分の気持ちや悩みを話し交流することができる居場所の提供に取り組みます。

3 相談支援の充実

- 困難な問題を抱える女性に対し、こども女性相談センターを中核として、相談者のプライバシーの保護や安心、安全に配慮し、電話及び面接相談を実施します。
- 相談支援は、困難な問題を抱える女性自身と信頼関係を築きながら、女性が必要とする支援に適切につながるために重要な過程であるため、こども女性相談センターは、相談者本人の立場に寄り添い、課題や背景などの内容を本人とともに整理し、的確なアセスメントに基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら相談支援を行います。
- 必要に応じて外国語通訳者、手話通訳者を介し、相談者の国籍、障がいの有無を問わず相談を受け付け、人権に配慮するとともに、二次被害が生じることがないように、対応に努めます。

- 配偶者暴力相談支援センターの役割を担うことも女性相談センターを核として、被害者に配慮した相談体制の充実、被害者の自立支援など、総合的に各種施策を推進するとともに、市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターや相談窓口及び民間団体等関係機関と連携し、支援を行います。
- 性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害については、性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」において、被害者等からの相談を24時間365日体制で受け、関係機関と連携して、緊急避妊や性感染症検査など医療費支援、心理カウンセリング、法律相談など被害者のニーズに応じた専門的な支援を行います。
- 相談者の心理的負担等に配慮した相談、保護を行うなど、関係機関が連携し、総合的で適切な支援を実施します。

4 一時保護の実施

- 安全を確保し、心身の回復や自立に向けた支援を行うため、迅速かつ適切な一時保護を行います。なお、緊急の場合は、夜間・休日を問わず一時保護に対応します。
- 嘱託医、看護師、心理療法担当職員等を配置し、入所者や同伴家族に対して、疾病や心身の健康状態に応じた支援を行います。
- 警察、病院、裁判所等への同行支援や、DV被害者が保護命令の申立てを円滑にできるよう支援を行います。
- 高齢者や障がい者、外国人、妊婦など本人の状況に応じ配慮するとともに、関係機関と連携し、適切に対応します。
- 高齢者や学齢期の児童生徒などの同伴家族にも適切な対応ができるよう、高齢者福祉関係機関や教育機関等と連携して対応します。
- 対象者が未成年者の場合についても、適切に一時保護を行います。
- 支援対象者の状況に応じ、適切な一時保護ができるよう、多様なケースに応じた一時保護委託先の確保に努めます。

5 被害回復支援の推進

- こども女性相談センターにおいて、必要に応じて心理的アセスメントを行う等、困難な問題を抱える女性の被害の回復に向けた支援を行います。
- 暴力の被害や、差別、社会的排除等の経験からの心身の健康回復には一定の期間を要することも想定されるため、生活の中での被害回復に中長期的に寄り添い続ける支援を行います。
- 必要に応じて、心理的支援の実施や医療機関等につなぐとともに、専門プログラムを持つ民間団体とも連携した、被害者回復支援に努めます。

6 同伴児童等への支援

- 支援対象者や同伴児童等からよく聞き取った上で、医学的又は心理学的ケアを必要としている児童に対し、適切な支援を実施します。
- 必要に応じて教育委員会等の関係機関と連携しつつ、学習支援を行います。

- 市町村教育委員会は、DV加害者の追及を避けるため、加害者からの問い合わせに応じないことや、住民票を移すことなく学齢簿が移動できるよう、適切な対応をします。
- 要保護児童対策地域協議会、児童福祉施設、民生・児童委員、保育・教育機関、医療、警察等関係機関と緊密な連携を推進し、こどもの健全育成に努めます。
- 支援対象者が児童以外を同伴している場合には、状況を確認し、本人の意思を十分に踏まえた上で、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行います。

7 支援対象者に寄り添った自立支援

- 地域で自立して生活できるよう、市町村や関係機関等と連携し、支援対象者の状況等に応じて、医学的・心理的支援、経済的支援、生活支援、就労支援、居住支援等を実施します。
- 一時保護所退所後等において、早期の自立を促進するため、県や民間団体の運営するステップハウス（仮住居）を提供するとともに、相談・支援を行います。
- 支援に取り組む民間団体の活動の活性化や育成を図り、連携して自立支援に取り組めます。
- ひとり親世帯をはじめとする福祉世帯の県営住宅への入居に配慮します。
- 母子生活支援施設では、離婚等により生活やこどもの養育が困難となった18歳未満の子どもがいる母子家庭に対して、福祉事務所等の関係機関と連携しながら、精神的に安定できる環境を提供しつつ、生活やこどもの養育上必要な様々な支援を行います。

8 地域での生活再建を支えるアフターケアの推進

- 支援対象者が安定して自立した生活が営めるよう、継続的な自立支援を行う民間団体を支援します。

基本目標 3 困難な問題を抱える女性に対する相談窓口の周知と教育・啓発の推進

困難な問題を抱える女性に最適な支援が届くよう、相談できる窓口や活用できる支援内容の周知を図ります。また、関係機関とも連携し、女性の人権を尊重する意識啓発、さらにはDVや性暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもならないように教育・啓発を一層推進します。

1 相談窓口や支援内容の周知

- ・ リーフレットやステッカーの配布、ホームページへの掲載に加え、若年層にも情報が届くよう工夫を行い、県や国の相談窓口の周知・広報をさらに進めます。
- ・ 困難な問題を抱える女性が支援を受けられることに気がつかず、支援から取り残されることのないよう、県の施策や支援内容の周知を図ります。

2 教育・啓発の推進

- ・ 女性の人権を尊重する県民意識を醸成するため、固定的性別役割分担意識の解消や女性に対する暴力根絶のための意識啓発を行います。
- ・ 男女平等を侵害する暴力の根絶に向け、『ストップ！DV』強化推進月間（11月・12月）、「女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）」等を通じて、市町村や民間団体とも連携し、SNSやホームページ等を活用し、広く普及・啓発を行います。
- ・ 交際相手からの暴力（デートDV）を防止するため、また、将来、暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもならないようにするため、若年層を対象とする啓発を進めます。
- ・ 「若年層の性暴力被害予防月間（4月）」を中心に、学校や市町村、民間団体等と連携し、SNS等の利用をきっかけとした児童ポルノや児童買春などのこどもが巻き込まれる犯罪・トラブルや、「いわゆる『JKビジネス』問題」、「薬物やアルコールを使用した性犯罪・性暴力（レイプドラッグ）」などの暴力に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの危険性や適切な利用に関する教育・啓発を推進します。
- ・ こどもたちを性暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもさせないことや、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図るために内閣府と文部科学省が共同作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材と指導の手引きの活用について周知し、児童生徒の実情等に応じた教育を推進します。
- ・ 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為や環境から青少年を守るため、「徳島県青少年健全育成条例」の適正な運用を図ります。
- ・ 学校教育において性的成熟に伴い自分の行動への責任感や、異性を理解したり尊重したりする態度が必要であることへの指導を行い、妊娠・出産について生徒が正しく理解できるようにします。
- ・ 各種学校、企業等と連携して被害防止教室等のあらゆる機会を捉え、アダルトビデオ出演被害問題に対する警察の取組や相談窓口等について広報するなどし、被害防止のための啓発活動を推進します。

第3章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、計画の実行性を確保するため、施策の進捗状況を毎年度公表し、徳島県男女共同参画会議において、効果検証を行います。また、検証効果を施策の改善見直しに反映します。

2 計画の目標指標

項目	現状値		目標値	目標年度
基本目標1 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実				
支援調整会議の設置・開催	—	R5	設置・開催	R6
女性支援を行う民間団体への助成件数 (累計)	5件	R4	30件 (R6～R10)	R10
基本目標2 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援				
居場所づくりの参加者数(累計)	276人	R4	1,500人 (R6～R10)	R10
一時保護委託先の確保	6箇所	R4	9箇所	R10
基本目標3 困難な問題を抱える女性に対する相談窓口の周知と教育・啓発の推進				
こども女性相談センターの認知度	53.5%	R5	70%	R10
夫婦や恋人間の身体的暴力以外の暴力 (精神的・性的・社会的・経済的)を DVと思う人の割合(平均)	80.1%	R5	90%	R10

3 計画の見直し

本計画については、法や基本方針の改正、施策の実施状況等を勘案しながら必要に応じて見直します。

見直しする場合には、徳島県男女共同参画会議において、本計画の推進及び各施策の検証を行い、女性支援に取り組む民間団体をはじめ広く県民に意見を聴取することとします。